

## 本校の特別支援教育について

本校に特別支援教育支援員が配置されました。そこで、しばらくの間、特別支援教育について学校の考えをお知らせしたいと思います。

### 特別支援教育とは

改正学校教育法が19年4月より施行され、特別支援教育が制度化されました。特別支援教育は、従来の盲学校、ろう学校、養護学校や特別支援学級に在籍する児童生徒に加え、通常の学級に在籍しているLD、ADHD、高機能自閉症等により学習や生活について特別な支援を必要とする児童生徒を対象に、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育を行うものです。

### 特別な教育的ニーズのある子どもたちとは？

じっとしてられない。小さいときは「活発な子」と思ったけれど、落ち着きのなさは学年が上がるほど目立ってしまう。人の話に口を出したり、すぐに手いたずらが始まったり…。注意の持続や衝動の抑制が苦手で、行動を調整することに困難さがある子。

おしゃべりは達者なのに、作文は苦手。英語で話すのは好きなのに、スペルを覚えられない。計算は得意なのに、図形や時刻の理解は苦手。文章は読んであげれば理解できるのに、自分では読もうとしない。このように学習に関して得意・不得意の差が大きい子。

マイペースで、興味のあることには集中でき知識も豊富なのに、興味がないことはほとんど気につけない。周囲の状況や場の雰囲気が読めない。相手の立場に立ちにくく、規則を曲げず相手がどう思うかは構うことなく思ったことを口にする。このように対人関係面に困難さがある子。

### こんなふうに思っていないませんでしたか？

たとえば、「やる気がない子」「頑張ればできるはず」等、本人の努力不足だと思ったり、「家庭のしつけがなっていない」「もっと先生が厳しく指導すればいいのに」と家庭や学校の指導の不足のせいと考えたりすることはありませんでしたか？

### 実は、

子どもたちの中には、集中することや、文字や数を読んだり書いたりすることがスムーズに育ちにくい子どもがいるのです。また、人への関心を持ち、人と共に生活する心や態度が育ちにくい子どももいるのです。本人のせいでも、家庭や学校の努力不足でもありません。このような子どもたちは、一般的な指導法だけでは、「自分にはできない」「自分はダメな人間だ」と思ってしまい、持っている力も発揮できないばかりか、自信を失い、意欲も低下してしまいます。子ども本人が一番、苦しんでいるのです。

## そこで、本校では

このような困難さを持つ子どもたちに、適切な支援を行うために、

- 1 特別支援教育コーディネーター（教頭；特別な教育的ニーズのある子どもの発達や障害全般に関する問題について調整を行う担当者）を位置づけ、保護者の相談、校内教員の相談、校内外の関係者との連絡・調整、地域の関係機関との連絡・調整・連携などを行い、本校における最善の特別支援教育の実際を考え、提案・実行しています。
- 2 校内委員会（校長、教頭（特別支援教育コーディネーター）、教務主任、学級担任、特別支援学級担任、養護教諭等で構成）を設置し教育的ニーズの必要な児童の実態把握と個々の支援方策を考えています
- 3 上田市からの加配教員「特別教育支援員」による指導を毎日行います。

## 特別支援教育支援員について

### (1) 支援活動の様子

授業中、支援の必要な児童の側に付いて、わかりやすく課題を説明したり、授業に集中できるように言葉かけをしたりするなどの学習支援を行っています。その間、担任の先生は、他の児童へかかわる時間を多く確保することができ、授業が進めやすくなっています。

児童の学習の進度に合わせた個別の学習支援を行い、その子は勉強にも自信を持ち始めています。

必要に応じて、複数の学年の授業に補助役として参加し、学習が遅れがちな児童を個別に支援しています。

### (2) 役割について

「特別支援教育支援員」の具体的な役割は、校長、教頭（特別支援教育コーディネーター）、学級担任等と連携の上、次のような役割を考えています。

基本的な生活習慣確立のための日常生活上の介助  
発達障害の児童生徒に対する学習支援  
学習活動、教室間移動等における介助  
児童生徒の健康・安全確保関係  
運動会、音楽会、学習発表会等の学校行事における介助  
周囲の児童生徒の障害理解促進

このようにして、様々な困難さのあるお子さんの支援を学校全体で考えていこうとしています。お子さんのことでご心配なことがあった場合、今まで以上に気軽に校長または、教頭へ相談してください。